

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 賛助会員規程

- 第1条 この規程は、公益社団法人福島県診療放射線技師会（以下「この法人」という）の定款第5条の規定にもとづき、この法人の賛助会員に関し必要な事項を定める。
- 第2条 賛助会員は、この法人の趣旨、目的に賛同し、この法人の事業を援助するため入会した個人または団体
- 第3条 賛助会員は、この法人の総会における議決権を持たない。
- 第4条 賛助会員として入会する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第5条 賛助会員の会費は、法人については年額30,000円、個人については年額10,000円とする。
- 第6条 賛助会員は、次のような特典を受けることができる。
- (1) この法人が行う講習会、研修会、セミナーへの参加
 - (2) この法人が発行する定期刊行物の配布
 - (3) この法人が発行する刊行物への割引価格による広告掲載
 - (4) その他、賛助会員が主催する催事への協力等
- 第7条 賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
- 第8条 賛助会員が、第7条により資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 第9条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 会費を2年以上納入しないとき
 - (3) 除名されたとき
 - (4) この法人が解散したとき
- 第10条 賛助会員が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により除名することができる。
- (1) この法人の定款、または規程に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷付け、またはこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の定めにより除名しようとするときは、その賛助会員に当該総会の7日以上前に通知するとともに、除名の議決を行う総会に於いて、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第11条 退会、または除名された賛助会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。
- 2 この規程は、理事会の議決を経なければ変更する事がない。

公益社団法人福島県診療放射線技師会賛助会員入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人福島県診療放射線技師会会長殿

公益社団法人福島県診療放射線技師会賛助会員の入会を申し込みます。

(フリガナ)

社 名.....

住 所.....

担当者名.....

Tel.....

FAX.....

E-mail.....

賛助会員退会届

公益社団法人福島県診療放射線技師会

公益社団法人福島県診療放射線技師会賛助会員退会届

平成 年 月 日

公益社団法人福島県診療放射線技師会会長殿

公益社団法人福島県診療放射線技師会を退会したいので届けます。

社名.....

住所.....

担当者名.....

Tel.....

FAX.....

E-mail.....